

余裕教室の活用事例

(当該学校施設以外へ転用)

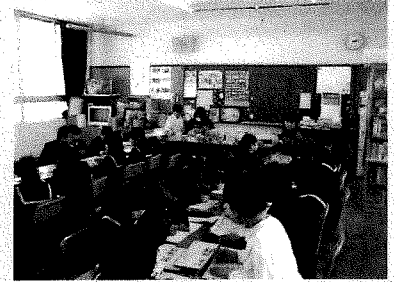
石田清廉議員

資料1

放課後児童クラブへの転用

香川県坂出市 川津小学校 ⇒ 川津小学校仲よし教室
(平成21年度に転用)

保護者が昼間家庭にいない児童のため、川津小学校の余裕教室を、放課後児童クラブのためのスペースとして活用している。



社会教育施設への転用

埼玉県草加市 草加小学校 ⇒ 世代間交流施設「平成塾」

小学校の余裕教室を改修し、地域の高齢者がふれあい、学習し、また地域の子供たちとの世代間交流を行う生涯学習施設として活用している。

保育所への転用

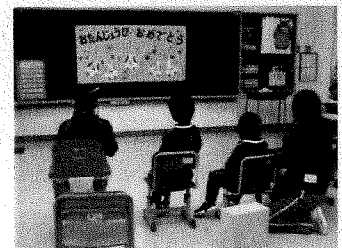
徳島県那賀町 桜谷小学校 ⇒ 桜谷保育園 (平成24年度に転用)

校舎に隣接していた旧保育園舎は、老朽化し耐震性に不安があったが、財政面や敷地確保の問題から建て替えができなかった。このため、桜谷小学校の余裕教室を保育園として転用した。保育園と小学校が同一施設内にあるという環境の中で、相乗的な教育効果が生じることが期待される。

特別支援学校への転用

岩手県遠野市 遠野小学校 ⇒ 岩手県立花巻清風支援学校 遠野分教室(小学部)
(平成19年度に転用)

遠野小学校の余裕教室を活用し、花巻清風支援学校の遠野分教室を設置したところ、児童と保護者の通学負担が軽減され、一緒に過ごす時間が増えた。



※平成26年度予算案において、廃校や余裕教室等を活用した特別支援学校の新設、分校・分教室の整備に係る補助制度を創設予定。

4 施設機能の重複

公共施設は、それぞれ行政目的をもって整備されていますが、所管部局が掲げる利用目的は異なるものの、施設（部屋）の機能や、利用実態（目的）が重複している場合があります。（例えば、集会所、公民館及び老人憩の家が隣接している。複数の体育館が隣接している等）

今後、公共施設の総量を維持することが難しいとすれば、公共施設の建替えや大規模改修時には、極力近隣の同機能を持つ施設や部屋を集約等することで、行政サービスを維持しつつ、ムダ・ムラの無い、より効率的な管理運営を行うことが求められます。

《他自治体の取り組みイメージ》

